資料３

～ 令和８年度 第一回 保健事業にかかる健診機関説明会 ～

特定保健指導について

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

令和８年１０月２６日
全国健康保険協会
兵庫支部

目次

特定保健指導について

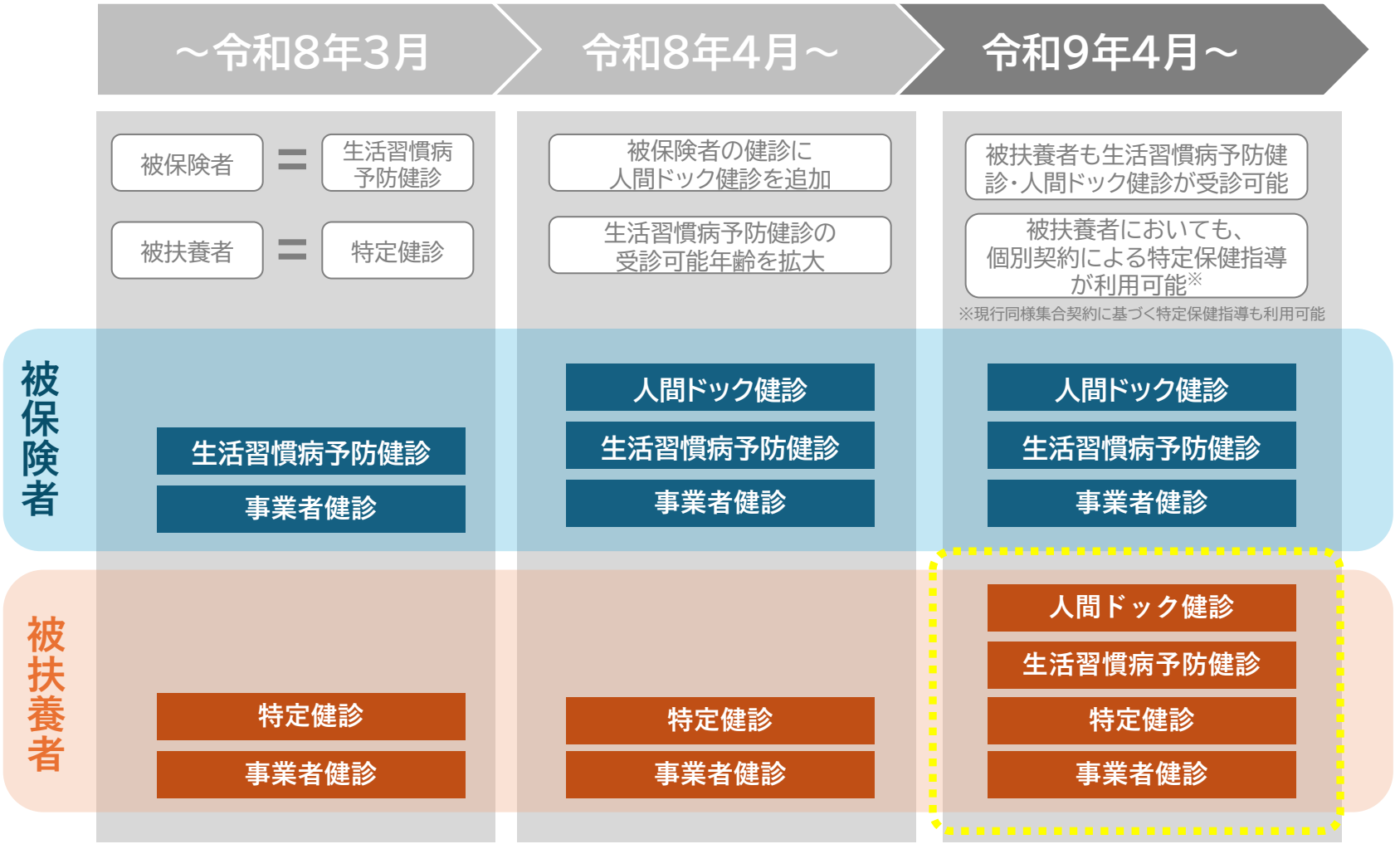
令和9年度 特定保健指導業務の変更点について …… 3
未治療者への受診勧奨事業の拡充について …… 13

協会けんぽ

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

被扶養者の健診拡充に伴う指導分野の変更点



協会けんぽ

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

【令和９年度以降】

個別契約に基づく特定保健指導（被保険者・被扶養者該当）

生活習慣病予防健診及び人間ドック健診を受診した被保険者及び被扶養者に対し、協会支部との個別契約に基づく特定保健指導を実施します。
また、その費用請求についても、被保険者・被扶養者ともに、契約している協会支部へ直接請求が行われます。

集合契約（Ａ・Ｂ）に基づく特定保健指導（被扶養者のみ該当）

集合契約に基づく特定保健指導については、現行同様に支払基金経由への請求となります。

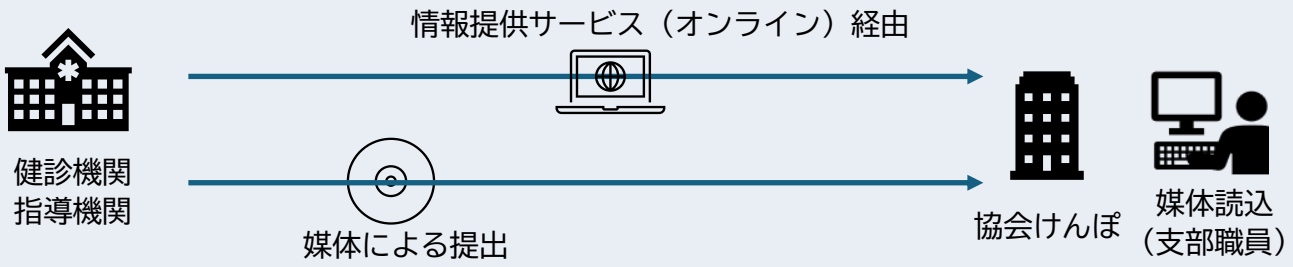
被扶養者の特定保健指導では、個別契約に基づく特定保健指導と、集合契約に基づく特定保健指導のいずれかに該当することになり、請求ルート及び委託単価も異なります。

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

〈参考：契約形態ごとの業務フロー図〉

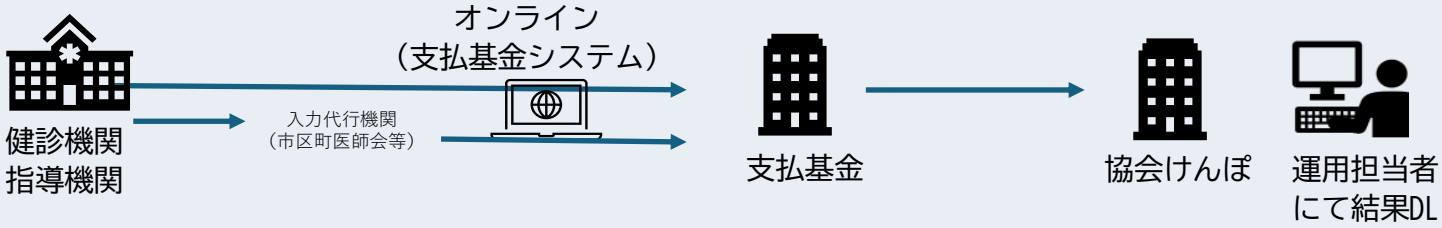
生活習慣病予防健診等の委託に係る契約

個別契約



特定健診の委託に係る契約

集合契約



協会けんぽ

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

当日実施の場合は受診券（セット券）、後日実施の場合は利用券を必ず回収してください。

40歳以上の被扶養者が人間ドック健診および生活習慣病予防健診を受診した場合

項番	想定ケース	契約締結状況	請求方法
1	健診受診機関と同じ健診機関で特定保健指導を受けた場合	個別契約のみ	個別契約に基づく特定保健指導として取り扱います。
2	健診受診機関と同じ健診機関で特定保健指導を受けた場合	個別契約/ 集合契約	・健診受診時を含む事前のタイミングにて、対象者に対し特定保健指導の勧奨※を実施していた場合、個別契約に基づく特定保健指導として取り扱います。 ・健診受診機関から特定保健指導の勧奨※を特段実施していなかった場合、集合契約に基づく特定保健指導として取り扱います。
3	健診受診機関と異なる健診機関で特定保健指導を受けた場合	個別契約のみ	個別契約に基づく特定保健指導として取り扱います。
4	健診受診機関と異なる健診機関で特定保健指導を受けた場合	個別契約/ 集合契約	集合契約に基づく特定保健指導として取り扱います。
5	健診受診機関と異なる健診機関で特定保健指導を受けた場合	集合契約のみ	現行の被扶養者に対する特定保健指導と同様に、 集合契約に基づく特定保健指導として取り扱います。

※協会が定める「勧奨」とは、以下を想定しています。
・健診機関から本人への声掛け（電話を含む）
・書面通知（健診結果に同封など）

40歳以上の被扶養者が集合契約に基づく特定健診を受診した場合

健診同様に、集合契約に基づく特定保健指導となります（支払基金経由で請求）。

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

利用券に印字される住所情報の優先度について

【健診種別：生活習慣病予防健診・人間ドック健診・特定健診】

①健診結果データ内の住所
②被扶養者住所情報（現状任意継続加入者のみ）
③加入者資格の住所（被保険者住所）

【健診種別：事業者健診】
①被扶養者住所情報（現状任意継続加入者のみ）
②加入者資格の住所（被保険者住所）

【重要】健診結果内の受診者住所情報について

〇生活習慣病予防健診・人間ドック健診の受診者住所情報については、**必ず受診者本人の住所情報を設定する**こととし、事業所住所等は設定しないよう、お願いします。
（受診者本人の住所情報か否か真偽不明の場合は、健診ソフトにおいて住所情報未入力としてください）

〇健診結果の住所情報に事業所住所が設定された場合、未治療者受診勧奨（がん検診を含む）の通知が事業所あてに届くリスクがあり、要配慮個人情報の漏洩につながることが想定されます。

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

個別契約での被保険者証等枝番の必須項目化について

被扶養者の個別契約による指導が開始されるため、これまで任意項目であった被保険者証等枝番が必須項目になります。
また、被保険者でも受診年月日が令和9年4月1日以降の場合は、被保険者証等枝番の項目が存在しない場合はエラーとなります。

個別契約での受診券整理番号や利用券整理番号等の扱いについて

個別契約では、受診券整理番号や利用券整理番号、利用券有効期限には以下の値が設定されている想定で登録処理が行われます。

・受診券整理番号：[OOO][cc][yymmdd]（数字11桁）
　cc:健診を受診した健診機関番号の上2桁
　yymmdd：健診受診年月日の下6桁

・利用券整理番号：[OOO][nnnnnnnn]（数字11桁）
　nnnnnnnn：健診を受診した健診機関番号の下8桁

・利用券有効期限：初回面談の実施日付
　※実績評価時または途中終了時に初回面談セクションを設定できない場合に使用

特定保健指導電子データ仕様の記載内容に沿ったデータ作成をお願いいたします。

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

動機付け支援相当照会画面の変更内容

① 「被扶養者番号」を00固定から、00～99の番号を入力できるように変更されます。
② 被扶養者の場合、ボタン「確認」押下時に特定健診の動機付け支援相当の判定を追加します。



※開発中の画面のため画面レイアウトについて、今後変更が加わる可能性があります。

協会けんぽ

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

健診受診の基準年齢と健診受診後の階層化の基準年齢について

現在、生活習慣病予防健診等と、その後の階層化については、4/2起算で実施しています。
（特定健診・事業者健診と、その後の各階層化は国の法律通り4/1起算で令和9年度変更なし）

令和９年度より、年齢判定基準を国の法律（4/1起算）に極力統一するため、「生活習慣病予防健診等受診後の階層化」の判定を4/1起算に変更します。なお、「生活習慣病予防健診等受診時の年齢判定」は、従来通り4/2起算を維持します。

なお、令和８年度以前のデータに対する階層化判定は現状の通り、生年月日を4/2起算（4/2～4/1を同年度扱い）の年齢計算方法で階層化判定を実施します。

令和９年度の変更点と年齢判定例

	基準年齢	1988（昭和63）年4月1日生まれの方	1963（昭和38）年4月1日生まれの場合
生活習慣病予防健診等受診後の階層化	4/1起算（4/1～3/31を同年度扱い）	39歳 現行の年齢判定では保健指導の対象者の方が、年齢要件（40歳未満）で指導対象外になります。	64歳 現行では、年齢要件（65歳以上）により動機付け支援対象者の方が、積極的支援に判定変更になる場合があります。
生活習慣病予防健診等	4/2起算（4/2～4/1を同年度扱い）	40歳（現行と変更なし）	65歳（現行と変更なし）

４月１日生まれの対象者において保健指導の対象外化や支援レベルの判定変化が発生します。

令和９年度 特定保健指導業務の変更点について

特定保健指導に使用するチャットツールについて

①特定保健指導に使用するチャットツールは、以下の条件を全て満たす場合に限り、その使用を認めることとします。（令和９年度の実施要綱等においても明記します。）

・利用する健診機関とサービス提供事業者間で契約を締結しており、当該契約書において、「生活習慣病予防健診等における個人情報の取扱い事項」で定める内容と同等以上の事項が盛り込まれていること。
・自社開発でなく、外部サービスを利用する場合は、事前に再委託に係る申請を契約支部に提出し、且つその承認を得ていること。
・チャットツールの使用にあたっては本人同意を取得するほか、当該サービスの使用を前提にしないこと。
・実際の運用にあたっては、社用携帯や端末を利用すること。

②LINEの使用については、実施要綱等にて「特定保健指導業務において、LINE等のSNS(ソーシャルネットワークサービス）を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、公表されている情報に限ったものとすること。」と定めており、以下の点からも、対象者への個別支援への使用は引き続き認めないこととします。

・一般的に利用規約の同意程度で使用でき、要配慮個人情報を扱う上で、セキュリティの担保が取れているとは言い難い点。
・アカウントの乗っ取りや誤送信については、現に発生しており、LINEの公式アカウントでも乗っ取りの被害が出ている点。
・外部サービスのため、事故発生時の責任の所在が不明瞭な点

未治療者への受診勧奨事業の拡充について

未治療者への受診勧奨事業の拡充について

（1）背景・目的

○　協会では、健診結果に基づく血圧、血糖、脂質の未治療者に対する医療機関への受診勧奨事業を全支部で実施しています。また、がん検診の項目については、令和７年度から胸部エックス線検査（肺がん検診）受診者を新たに受診勧奨対象に追加しました。

○　国の指針及びマニュアルでは「要精検」となった者に対する受診勧奨の実施が望ましいとされています。

○　残る４がん（胃、大腸、乳、子宮頸）についても、令和７年度から８年度にかけて先行支部で実施していることから、その実施状況も踏まえつつ、令和９年度から全国展開を予定しています。

（参考）がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

第３　がん検診　１．総則
（５）受診指導
①目的
受診指導は、がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、精密検査の重要性を説明した上で、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
②対象者
がん検診の結果「要精検」と判定された者
③実施内容
ア 指導内容
がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。
④記録の整備
受診の有無、受診指導及び当該受診指導後の受診状況の記録は、がん検診の記録と合わせて台帳を作成・管理するなど、継続的な受診指導等に役立てる。
（略）

（参考）職域におけるがん検診に関するマニュアル

（別添１）
肺がん検診のためのチェックリスト（保険者・事業者用）
３．受診者への説明及び要精検者への説明
（略）
（２）**要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示する等、精密検査受診を促すよう努めているか。**

未治療者への受診勧奨事業の拡充について

（２）対象及び抽出条件について

① 対象

がん検診結果に基づく未治療者受診勧奨については、令和９年４月以降に、生活習慣病予防健診または人間ドック健診を受診した対象者に対し実施します（事業者健診及び特定健診の受診者は勧奨対象外となります）。

（例）令和９年４月受診→令和９年10月に実施

② 対象者の抽出時期

現行の未治療者受診勧奨（血圧・血糖・脂質）と同様、健診受診月の６か月後とします。
（上記抽出時期以降に登録された健診結果データについては勧奨対象外となります。）

③ 抽出条件【１】

・**胃がん**
…胃部エックス線指導区分が「４（要治療）」または「５（要精密検査）」の場合に該当します。
（胃部内視鏡検査については通知対象外とします）

・**大腸がん**
…大腸免疫便潜血反応指導区分が「４（要治療）」または「５（要精密検査）」の場合に該当します。

・**子宮頸がん**
…子宮指導区分が「４（要治療）」または「５（要精密検査）」であり、かつ、以下のいずれかに当てはまる場合に該当します。
- ベセスダ検査値が「空欄」、かつ子宮細胞診（スメア）検査値が、「１（特に異常を認めず）でない」場合。
- ベセスダ検査値が「01（ＮＩＬＭ）…陰性（異常なし）」であり、かつ子宮細胞診（スメア）検査値が、「空欄」、あるいは「１（特に異常を認めず）」、あるいは「？（設定不能）」でない場合。
- ベセスダ検査値が、「？（設定不能）」、かつ子宮細胞診（スメア）検査値が「１（特に異常を認めず）でない」場合。

・**乳がん**
…乳房指導区分が「４（要治療）」または「５（要精密検査）」の場合に該当します。
（乳房エックス線検査及び乳腺超音波検査の双方が対象となります）

・**肺がん**
…胸部エックス線指導区分が「４（要治療）」または「５（要精密検査）」の場合に該当します。

未治療者への受診勧奨事業の拡充について

④　抽出条件【２】
　健診受診後の治療確認（レセプト確認）については、現行の未治療者受診勧奨（血圧・血糖・脂質）と同様の取扱いとします。

（例）健診受診月：４月　の場合
・レセプト診療月：３月～６月（健診受診前の１か月前～受診後３か月以内）
・レセプト受付月：５月～８月

⑤　発送日
現行の未治療勧奨（血圧・血糖・脂質）の一次勧奨通知と同日（月末最終営業日）とします。

⑥　発送通知
・血糖・血圧・脂質：１通
・がん検診　　：該当となった各種がん（肺・大腸・胃・子宮頸・乳）ごとに１通

（例）血糖・血圧・肺がん・胃がんで該当になった場合（計３通）
…血糖・血圧：１通 / 肺がん：１通 / 胃がん：１通

⑦　デザイン
　血圧・血糖・脂質に係る一次勧奨通知については、受診率が例年横ばいであること、通知対象者の約４割が連続該当者であること等から、がん検診結果に基づく受診勧奨の全国展開に合わせて、勧奨通知デザイン等を刷新する予定です。

【重要】健診結果内の受診者住所情報について

〇生活習慣病予防健診・人間ドック健診の受診者住所情報については、**必ず受診者本人の住所情報を設定する**こととし、事業所住所等は設定しないよう、お願いします。
（受診者本人の住所情報か否か真偽不明の場合は、健診ソフトにおいて住所情報未入力としてください）

〇健診結果の住所情報に事業所住所が設定された場合、未治療者受診勧奨（がん検診を含む）の通知が事業所あてに届くリスクがあり、要配慮個人情報の漏洩につながることが想定されます。